

## 令和３年度微小粒子状物質調査会議事業計画（案）

### 1 方針

大気汚染防止法に基づく常時監視に関する事務の処理基準に、PM2.5の成分分析（以下、「常時監視の成分分析」という。）が加わったことを受け、本調査会議の構成自治体は、常時監視の一環として成分分析を開始した。そのため、平成24年度以降は、各自治体における常時監視の成分分析期間を統一して実施し、その結果を持ち寄って共同で解析を実施してきた。

今年度は、微小粒子状物質については、令和2年度の成分分析結果を用いた解析を行う。解析に当たっては、四季の成分分析期間を対象とし、季節的な特徴に重点を置いて実施する。また、一年を通じて広範囲の地域でPM2.5が高濃度となった事象については、その期間の大気常時監視データを用いて汚染状況を解析し、PM2.5高濃度化が認められた場合には要因説明等を目指す。さらに、常時監視の成分分析は、自治体ごとに実施されるため、共通試料を用いた精度管理も併せて行うこととする。

また、光化学オキシダントについては、昨年度に引き続き、発生源や気象要因を解析し、光化学オキシダント及び関連物質の濃度分布や経年推移を把握することとする。

### 2 事業概要

#### (1) 参加機関（1都9県7市）

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市

#### (2) 対象地点

大気常時監視測定局のうち、各実施機関が常時監視の成分分析を実施する測定局及び地域代表性等を考慮して選定した測定局

#### (3) 令和2年度のPM2.5測定結果の解析

令和2年度の常時監視の成分分析結果を持ち寄り、関東甲信静の広域的な濃度分布の把握、地域間の汚染形態の比較、一次排出・二次生成の寄与の評価、高濃度時の濃度分布や特徴の解析等を行う。また、自動測定機によるPM2.5質量濃度の測定データを用いて、令和2年度の年間を通じた濃度状況を解析し、高濃度となっている期間について、越境汚染の可能性も含めた解析を行う。その際、解析期間が成分分析期間と重なった場合は、成分分析結果も踏まえて解析を実施する。

#### (4) 分析値の精度管理

精度管理試料を各自治体に配布し、分析を行い、結果を評価する。

なお、令和3年度の常時監視の成分分析については、基本的に各実施機関の計画に従うが、試料捕集期間については、環境省が通知する以下の推奨期間に統一する。

春季：令和3年 5月13日(木)～5月27日(木)	コア期間 5月17日(月)～5月24日(月)
夏季：令和3年 7月22日(木)～8月5日(木)	コア期間 7月26日(月)～8月2日(月)
秋季：令和3年 10月21日(木)～11月4日(木)	コア期間 10月25日(月)～11月1日(月)
冬季：令和4年 1月20日(木)～2月3日(木)	コア期間 1月24日(月)～1月31日(月)

#### (5) 光化学オキシダントに関する解析

光化学オキシダントの高濃度化に影響を及ぼす発生源や気象の要因の解明を目的として、常時監視データ等を用いて光化学オキシダント及び関連物質の解析を行い、濃度分布や経年推移を把握する。

### 3 運営方法

#### (1) 令和2年度測定結果の解析

本事業計画に従い各自治体で分担して解析を行う。

#### (2) 精度管理

令和2年度に実施した精度管理結果を評価するとともに、事務局が新たに調製、配布する精度管理試料を各自治体で分析する。

#### (3) 調査報告書の作成

解析した結果及び精度管理結果を取りまとめ、調査報告書を作成し、本調査会議ホームページへ掲載する。

#### (4) 成果公表と情報交換

調査結果について広く情報発信するとともに、PM2.5に対する理解の普及を図るため、3月に講演会を企画する。また、調査結果は学会等にも発表する。さらに、本調査会議のホームページを運営し、構成自治体間における報告書及び関連情報の共有を図るとともに、一般にも広く公開し情報発信を行う。

#### (5) 会議の開催

事業を円滑に遂行するため、次のとおり会議を開催する。

- ・ 第1回（令和3年6月頃）
- ・ 第2回（令和3年9月頃）
- ・ 第3回（令和3年12月頃）
- ・ 第4回（令和4年2月頃）